自動車技術と航空に関する法案(イギリス)

仮訳:新美育文

〔目次〕

第1編 自動化車両 (Automated Vehcles): 保険者の責任等

- 1. 国務大臣による自動化車両の一覧表
- 2. 自動化車両によって事故が惹起された場合の保険者等の責任
- 3. 寄与過失等
- 4. 無権限の変更又はソフトウエアのアップデート懈怠による事故
- 5. 事故に責任のある者に対する保険者等の権利
- 6. 法の適用
- 7. 解釈

第2編 電気自動車:充電

第3編 民間航空

第4編 雑則

第5編 総論

第1部 自動化車両 (Automated Vehcles): 保険者の責任等

- 1. 国務大臣による自動化車両のリスト化
- (1) 国務大臣は、以下の各号に掲げるすべての自動車のリストを作成し、かつ最新の状態を保たなければならない。
- (a) 大英帝国内の公道その他公の場所において使用され、又は使用されるであろう自動車で、かつ
- (b) 国務大臣の見解において、少なくとも一定の環境若しくは状況において、個人によって監視されることなくして、それ自体で安全に運行することのできるように設計され、 又は、改造された自動車。
- (2) リストは、以下の各号のいずれかによって車両を特定する。
 - (a) 型式
- (b) 1994 年車両税及び登録に関する法律第 22 条に基づいて作成された規則の下で交付された登録書類において記録された情報への参照、又は
 - (c) その他の方法
- (3) 国務大臣は、当該リストが作成された場合、及び、更新された場合にはその都度、 それを公示しなければならない。
- (4) この編において、「自動化車両」とは、本条の下でリストに搭載された車両をいう。
- 2. 自動化車両によって事故が惹起された場合の保険者等の責任
 - (1) 以下の各号のすべてが満たされる場合、保険者はその損害について責任を負う。
 - (a) 事故が自動運行中の自動化車両によって生じた場合、
 - (b) 当該車両が事故の時点で保険に加入している場合、そして、

- (c) 被保険者又はその他の者が当該事故の結果として損害を被った場合
- (2) 以下の各号のすべてが満たされる場合、当該車両の所有者は、その損害について責任を負う。
 - (a) 事故が自動運行中の自動化車両によって生じた場合、
 - (b) 当該車両が事故時に保険に加入していない場合、
- (c) 1988 年道路交通法 (the Road Traffic Act 1988) 第 143 条 (自動車使用者は第三者のリスクに対して付保又は保証されていなければならない) が以下の理由で当該車両に対して適用されない場合、
 - (i) 同法 144条2項 (公共団体についての免責)、又は、
 - (ii) 当該車両が公務執行中、
 - (d) 人がその事故の結果として損害を被った場合
- (3) この編において、「損害」とは、以下の各号を除く、人身被害及び財産損害をいう。
 - (a) 自動化車両
- (b) 当該車両又は(連結されていたかどうかにかかわらず) 当該車両に牽引されていたトレーラーの中又は上に、有償で (for hire or reward) 運搬されていた物品、又は
 - (c) 以下の(i) 若しくは(ii) が定める者の管理若しくは支配下にある財産
 - (i) 被保険者(第(1) 項が適用される場合)、若しくは
 - (ii) 事故時に自動化車両の担当に当たっている者(第(2)が適用される場合)
- (4) 自動化車両が含まれる何らかの事故によって、又は、そこから生じた財産損害に関して、保険者若しくは当該車両の所有者の本条の下での責任の額は、当分の間、1988 年道路交通法 (the Roard Traffic Act 1988) 145条 (4) 項 (b) 号の定める額 (財産損害に関する強制保険の限度額) に限定される。
- (5) 本条は、第3条を条件として効力を有する。
- (6) 第 4 条に定められる場合を除き、本条の責任は、保険約款の文言その他の方法によって制限又は除外されることはない。
- (7) 本条によって保険者又は車両所有者に責任が賦課されることは、当該事故に関して 他の者の責任に影響しない。

3. 寄与過失等

- (1) 以下の各号のいずれも満たされる場合、責任の額は、当該事故に関して、保険者又は車両所有者以外に対する被害者による請求に適用される 1945 年 (寄与過失) 修正法 (the Law Reform (Contribute Negligence) Act 1945)に基づく減額に従う。
- (a) 保険者又は車両所有者が事故に関して人(「被害者」) に対して第2条の下で有責とされる場合で、かつ、
- (b) 当該事故又はそこから生じる損害が何らかの程度で被害者によって惹起された場合
- (2) 保険者又は自動化車両所有者は、当該車両の惹起した事故が不適切に自動走行に委ねた当該車両の担当者の過失のみによる場合、その者に対して第2条の責任を負わない。
- 4. ソフトウエアの無権限の変更又はアップデート懈怠による事故
- (1) 自動化車両に関する保険約款は、以下の各号の定めることのいずれかの直接の結果として生じる事故による被保険者の被る損害について、第2条第(1)項の下での保険者

の責任を免除又は限定することができる。

- (a) 被保険者による、又は、被保険者の認識のある下での、当該約款で禁止される当該車両の操作システムの変更
- (b) 当該約款の下で、被保険者がインストールすること、又は、インストールしたことが要求される当該車両の操作システムの最新版のソフトウエアをインストールすることの懈怠
- (2) しかし、約款の保有者でない被保険者の受けた損害に関する責任の免除又は制限は、 以下に関してのみ適用される。
- (a) 事故時において、その者の悪意による、当該約款の下で禁止される当該車両の操作システムの変更、又は、
- (b) その当時、悪意による、当該約款の下でインストールすること若しくはインストールしたことが要求される最新版のソフトウエアのインストールの懈怠
- (3) 第(4) 項は、事故の結果として、問題となっている約款の下で保険の適用を受けない者の被害に関して、第2条第(1)項の下で、保険者によってある額が支払われる場合に適用される。
- (4) 以下の各号の定めることのいずれかの直接の結果として事故が生じた場合、保険者によって支払われた額は、当該約款によって定められる範囲まで、その者に求償できる。
- (a) 事故時において、当該約款の下で禁止される当該車両の操作システムの被保険者による、もしくはその認識の下での、変更、又は、
- (b) その当時、当該約款の下でインストールすること若しくはインストールしたこと が被保険者に要求される最新版のソフトウエアのインストールの懈怠
- (5) しかし、約款の保有者でない付保される者に対する求償の権利は、以下の各号のいずれかに関してのみ適用される。
- (a) 事故時において、当該約款の下で禁止される当該車両の操作システムの悪意による変更、又は、
- (b) その当時、当該約款の下でインストールすること若しくはインストールしたことが要求される最新版のソフトウエアのインストールの悪意による懈怠
- 5. 事故に関して責任のある者に対する保険者等の権利
- (1) 以下の各号のすべてを満たす場合、当該事故に関して被害を受けた者に対して責任を負う者は、保険者又は車両所有者と同じ責任を負う。
- (a) 第 2 条が事故の結果として損害を被った者(以下、「被害者」)に対する責任を保険者又は車両所有者に課す場合、かつ、
- (b) 当該事故に関して、被害者に対する保険者又は車両所有者の責任の額(第 2 条によって課されない責任も含む)が解決する場合
- (2) 本条のために、以下の各号に定めることのいずれかによってそれが証明された場合、保険者又は車両所有者の責任の額は解決されたものとする。
 - (a) 判決又は裁判所の命令
 - (b) 仲裁手続における、又は、仲裁による認容
 - (c) 強行可能な合意
 - (3) 保険者又は車両所有者による本条の下での補償額が被害者に対して支払うべきであ

ると合意又は命令された額を超過する場合(利息を示す額は考慮しない)、保険者又は車 両所有者は、その差額について被害者に対して責任を負う。

- (4) 本条においては、保険者又は車両所有者及び被害者が、彼らの間で、被害者に対するその者の責任額を超えて、いずれかの者から補償されることを許すものではない。
- (5) 以下の各号の掲げる法律のために、保険者又は車両所有者が本条によって有する訴権は、第(1)項(b)号における解決の時点において、発生する。
- (a) 1980 年出訴期限法 (the Limitation Act 1980) 第 10A 条 (自動化車両に関する保険者等による訴訟に関する特別の期限)、又は、
- (b) 1973 年時効及び出訴期限法(スコットランド)(the Prescription and Limitation (Scotland) Act 1973) 第 18ZC 条 (本条の下での訴訟)

6. 法律の適用

- (1) 第 2 条の下で有責とされる者による損害は、以下の各号に掲げる法律のために、その者の同法所定の行為によって惹起されたと看做される。
- (a) 1976 年死亡事故法 (the Fatal Accidents Act 1976)のために、その者の違法行為、 懈怠又は義務不履行
- (b) 2011 年損害賠償 (スコットランド) 法 (the Damages (Scotland) Act 2011) 第3条 乃至第6条のために、その者の作為若しくは不作為
- (c) 1982 年司法運営法 (the Administration of Justice Act 1982) 第2編 (スコットランド等の、人身被害についての損害賠償) のために、その者に損害賠償責任をもたらす作為又は不作為
- (2) 1976 先天性障害 (民事責任) 法 (the Congenital Disabilities (Civil Liability) Act 1976) 第 1 条は、この法律の第 2 条のために以下の各号の定めるような効果を有する。
- (a) ある者が以下の(i) 又は(ii) に該当する場合、その者は自動走行中の自動化車両によって惹起された事故に関して子供に対して責任があったものとする。
- (i) その者が、その子の親に対する当該事故の結果に関して、第 2 条の下で有責であり、又は、有責であった場合、又は
 - (ii) その事故がその子の親に損害を惹起するならば、その者が有責とされる場合
- (b) 第2条の下での責任に関するこの編の条項が1976年法第1条 (a) 号による責任に関して適用されたものとする。
 - (c) 1976 年法第1条第(6)項(免責)が除外されたものとする。
- (3) 第3条第(1) 項のために、1945年法修正(寄与過失)法(Law Reform (Contributory Negligennce) 1945)及び1976年死亡事故法(the Fatal Accidents Act 1976)第5条(寄与過失)は、自動化車両の挙動(behaviour)がこの法律の第2条によって当該損害について有責とされる者の過失であったとする効果を有する。
- (4) いかなる点に関しても、裁判所に裁判権を付与する法律のために、第 2 条の下の責任は、不法行為(tort)の、又は、スコットランドにおいては、違法行為(delict)の責任として扱われる。
- (5) 第5条によってある者に対して訴権を有する保険者又は車両所有者は、1978年民事責任法(求償)法(the Civil Liability (Contribution) Act 1978)又は1940年法修正(雑則) (スコットランド)法第3条の下での当該者に対して求償を求める権利を有しない。

7. 解釈

- (1) この編のために、以下の各号のような解釈がなされる。
- (a) 車両の操作が個人によって支配されていない場合、当該車両は「自動走行」している。
- (b) 大英帝国内の公道その他の公的な場所における車両の使用に関して、1988 年道路 交通法第 145 条の定める条件を満たす保険約款が有効であるならば、当該車両は、「付保 されて」いる。
 - (2) この編においては、以下のような解釈がなされる。

「自動化車両」とは、第1条第(4)項によって定められる意味である。

「損害」とは、第2条第(3)項で定められる意味である。

「付保された者」とは、付保された車両との関係において、問題となる約款によってその車両の使用がカバーされる者を意味する。

「保険者」とは、付保された車両との関係において、当該約款の下での保険者を意味する。

- (3) この編においては、以下の各号ような解釈がなされる。
 - (a) ある事故についての記述は、複数の因果的に関係する事故についての記述も含む。
- (b) 自動化車両によって惹起された事故についての記述は、自動化車両によって部分的に惹起された事故についての記述も含む。